

福祉局長決定

平成26年8月21日制定

平成27年6月10日改定

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

平成30年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和2年4月1日改定

令和3年4月1日改定

東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する基準

1 趣旨

この基準は、神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号。以下「施行規則」という。）第13条の2の規定に基づき東北地方太平洋沖地震に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則（平成26年8月規則第8号。以下「震災減免規則」という。）第1条に該当する者の属する世帯の減免額の算定基準、減免期間、その他の必要な事項を定めるものとする。

2 減免額の算定

震災減免規則第1条に該当する者の属する世帯は、平成26年4月分から令和4年3月分までの保険料（所得割、均等割、平等割のすべての区分）に相当する額を、免除する。

3 減免期間

震災減免規則第1条に該当する者の属する世帯の減免額の算定期間は、平成26年4月分から令和4年3月分までの保険料のうち、震災減免規則第1条に該当する者にかかる保険料が賦課されている期間とする。

4 添付資料の特例

震災減免規則第1条各号の認定は、納付義務者から以下の証明書等の提出ま

たは提示を受けて行う。ただし，当該証明書により認定することができないやむを得ない理由があると区長が認める場合は，書面による申し立てにより認定することができる。

- ① 罹災証明書等の震災減免規則第1条各号に該当する事実を確認できる書類

5 令和2年度減免適用者の特例

令和2年度において東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う国民健康保険の保険料の減免の対象者の特例に関する規則及び東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う国民健康保険の保険料の減免の特例に関する基準に基づき国民健康保険料の減免を適用した者については，神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）第23条第3項の規定に基づき，令和3年度（令和3年4月分以降，「3 減免期間」に定める期間）の保険料についても職権により震災減免規則及び本基準に基づき減免を行う。

6 他の減免との適用関係等

- (1) 震災減免規則第1条に該当する者の属する世帯が，同一の事由により施行規則第13条第2号にも該当する場合は，震災減免規則第1条に基づく減免を適用する。
- (2) 東北地方太平洋沖地震の被災者に対する特例として，一部負担金を免除されていることは，施行規則第13条第4号の「条例第7条に規定する一部負担金の減免を受けた場合」には該当しないものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は，平成26年8月21日から施行し，平成26年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

改正後の規定は，平成27年6月10日から施行し，平成27年4月1日から適用する。平成26年度以前の保険料については，なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の規定は，平成28年4月1日から施行する。平成27年度以前の保険料については，なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の規定は，平成29年4月1日から施行する。平成28年度以前の保険料については，なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の規定は，平成30年4月1日から施行する。平成29年度以前の保険料については，なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の規定は，平成31年4月1日から施行する。平成30年度以前の保険料については，なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の規定は，令和2年4月1日から施行する。令和元年度以前の保険料については，なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の規定は，令和3年4月1日から施行する。令和2年度以前の保険料については，なお従前の例によるものとする。